

登場人物

丸岡さん（寺多さん従兄弟62歳）杉木さん（33歳）寺多さん（61歳）

丸岡さんは近頃、睡眠不足に悩まされていました。原因は、家の建て替えが思うようにいかないためでした。工務店の話では、丸岡さんの家の前の道は幅が2メートルしかないため、家の位置を道路の中心から2メートルほど後ろにさげるよう法律で決まっているというのです。

丸岡さん（以下、丸）：なんで俺の土地に家を建てるのに、道路からさがらんとあかんのや。ああ、気分が悪い。気分転換や。

丸岡さんは目覚まし用のコーヒーを片手に庭に出ました。みんなには内緒にしていたが、丸岡さんが家を道路からさげたくない理由は、この庭でした。丸岡さんは、きれいに手入れした草花に囲まれながら、そこから見える市内で一番高いポンポコ山を眺めるひとときが、とてもお気に入りでした。けれども、道路からさがって家を建てると、この庭をつぶさなくてはいけなくなるのでした。

丸：なんとかこの庭を残せへんかなあ。

その日の午後、丸岡さんは従兄弟の寺多さんを誘って、市役所に相談に来ました。

そして、丸岡さんたちとは別に、いつものもうひとりの男の姿が・・・

そう杉木さんでした。

先日、思うようにいかない丸岡さんの建て替えの話を耳にした杉木さんは、ここは僕の出番だと思いながらも、出過ぎたまねをするなど怒られるのを恐れて、寺多さんたちには内緒で調べに来たのでした。

しかし、そこは間の悪い杉木さん。市役所の入り口で、バッタリ寺多さんたちに出会ってしまいました。

寺多さん（以下、寺）：おい、お前、こんなところで何をしとるんや？

杉木さん（以下、杉）：げっ！おとうさん。いや、あの、実は丸岡おじさんのことが気になって・・・

寺：お前が、なんか役にたつんか。（そういえば、隣のマンションの件でトモコがえらい褒めとったけど・・・）

杉：少しでも力になればと思って調べに来たんです！

丸：まあ、ええがな。一緒に来い。

職員（以下、職）確かに丸岡さんの家の**接道**は、この細い道
しかないと思われませんか。

丸：セツドウ？

寺：雪道？

杉：僕に任せてください。こんなときにはオットく〜ん！

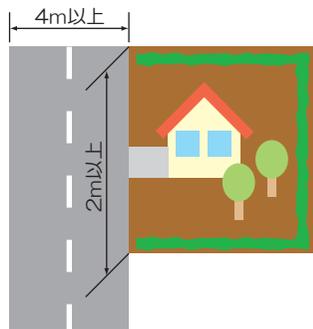
接道って！？

まかせてちょうだい！

建築基準法では、交通、安全、防火、衛生といった観点から、建築物の敷地が、幅4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければならないと定められています。このことを接道といいます。

職：やっぱり、丸岡さんの家が接する建築基準法上の道路は、この細い道です。

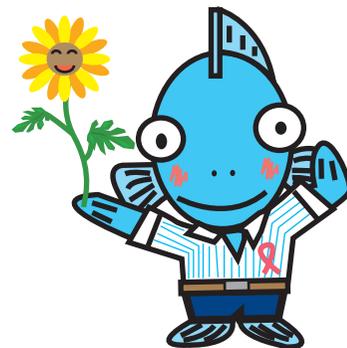
丸：**建築基準法上の道路？**



建築基準法上の道路って！？

まかせてちょうだい！

接道については、幅が4メートル以上の道路状のものに接していれば、何でもOKとはいきません。今は道路状に見えても、ふつうの個人の所有地では、いつ家などが建ってしまうかわかりません。そのため、接道していると認められる道路は、建築基準法で、将来にわたって道路であるものに限られています。これを建築基準法上の道路といいます。



職：そして幅が4メートルに満たない**二項道路**です。

丸：ニコウドウロ？

寺：ニコー（^^）道路？

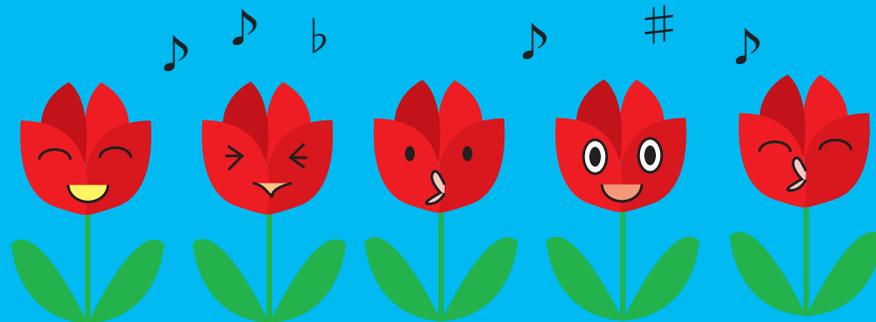
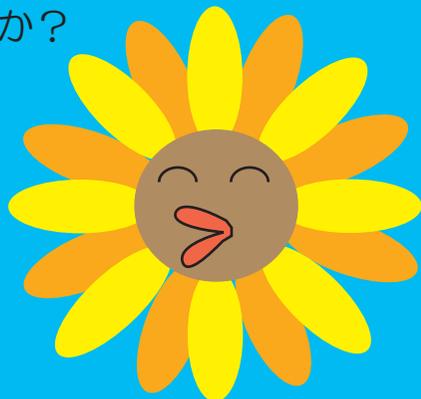
杉：呪文が3連続・・・オットく〜ん！

寺：道路は何でも道路なんちゃうんか？

杉：オットく〜ん！



3



4

二項道路って!?

まかせてちょうだい!

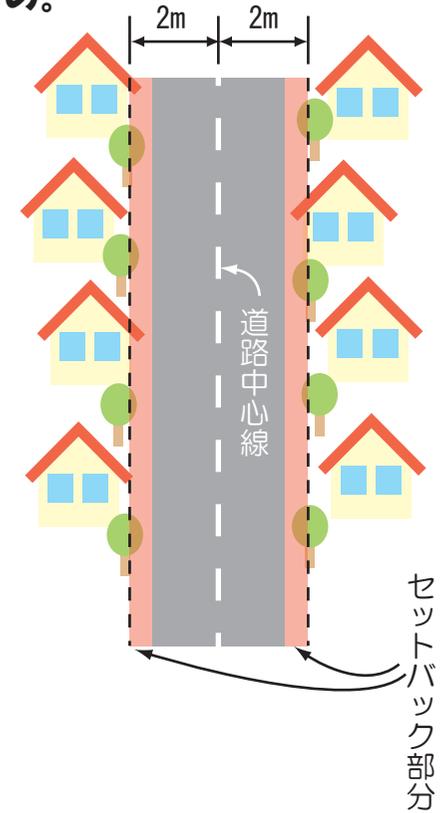
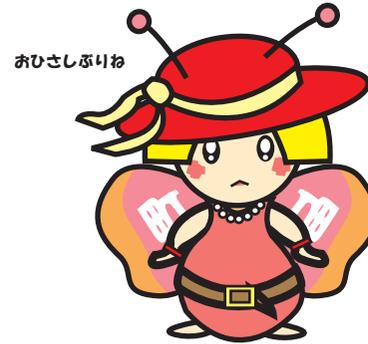
建築基準法上の道路は、幅4メートル以上が原則です。しかし、法律ができた当時、路地のような道に接して、すでに建物が建ち並んでいるところがたくさんありました。この問題を解決する方法のひとつが二項道路です。

幅が1.8メートル以上あり、すでに建物が建ち並んでいる道で、市が指定したものについては、道の中心から両側2メートルづつは個人の所有地であっても道路と扱い、建物を建てる際に道からさげるといふものです。

ちなみに建築基準法42条2項に定められていることから二項道路と呼ばれています。。



このように道路の中心から両側2メートルまでさがることをセットバックというの。



丸：法律の話はわかった。でも、うちの前の道は昔から、ずっとあんだけの幅や。それでも、わしは別に何の不自由も感じてへん。わしが今のままで良ければ、そのままであえやろ